

奈良市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

奈良市

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	2
第3節 計画の目標年度	3

第2章 ごみの現状

第1節 ごみ搬入量の現状	4
第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状	10
第3章 ごみ処理の数値目標	13

第4章 基本計画の方針・施策

第1節 基本方針	16
第2節 重点施策	18
第3節 災害対策	27
第5章 計画推進のために	28

(参考) 奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果（令和3年8月実施）

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「奈良市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき、奈良市区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたものです。

本計画は、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設及び処理体制の整備やそれらに係る実施計画等実現のための現実的かつ具体的な施策について検討を行います。

本市では平成4年に、最初の基本計画を策定して以来、定期的に改定を行ってきました。令和3年度をもって前回の一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という）の計画期間を満了することから、今後10年の指針となる新たな基本計画を策定します。

新たな計画の策定にあたっては、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させるため、国を超えた国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）¹の達成に貢献することや、世界共通の長期目標として掲げられています「カーボンニュートラル」²を達成することによる脱炭素社会の実現をめざします。国内においては、年間約600万トン以上発生しているとされる食品ロスについて「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことが求められ、本市においても当該取り組みに努めます。本市独自の事情としては、奈良市環境清美工場の老朽化が進み、安定した稼働を続けるために、循環型社会の形成にふさわしい施設として「奈良市クリーンセンター」の新規設置が必要となっていることが挙げられます。

このような背景のもと、今後10年間の新たな基本計画は、国・県の上位計画や指針、奈良市第5次総合計画、奈良市環境基本計画等の関連計画との整合性を図ります。また、前計画では、「ピーク時（平成10年度）に比べてごみ搬入量を3分の1減らす」という厳しい目標を達成したように、本計画においても、更なる廃棄物の適正な処理及びごみの減量化を推し進めることをめざします。

¹ SDGs：平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール等から構成されています。

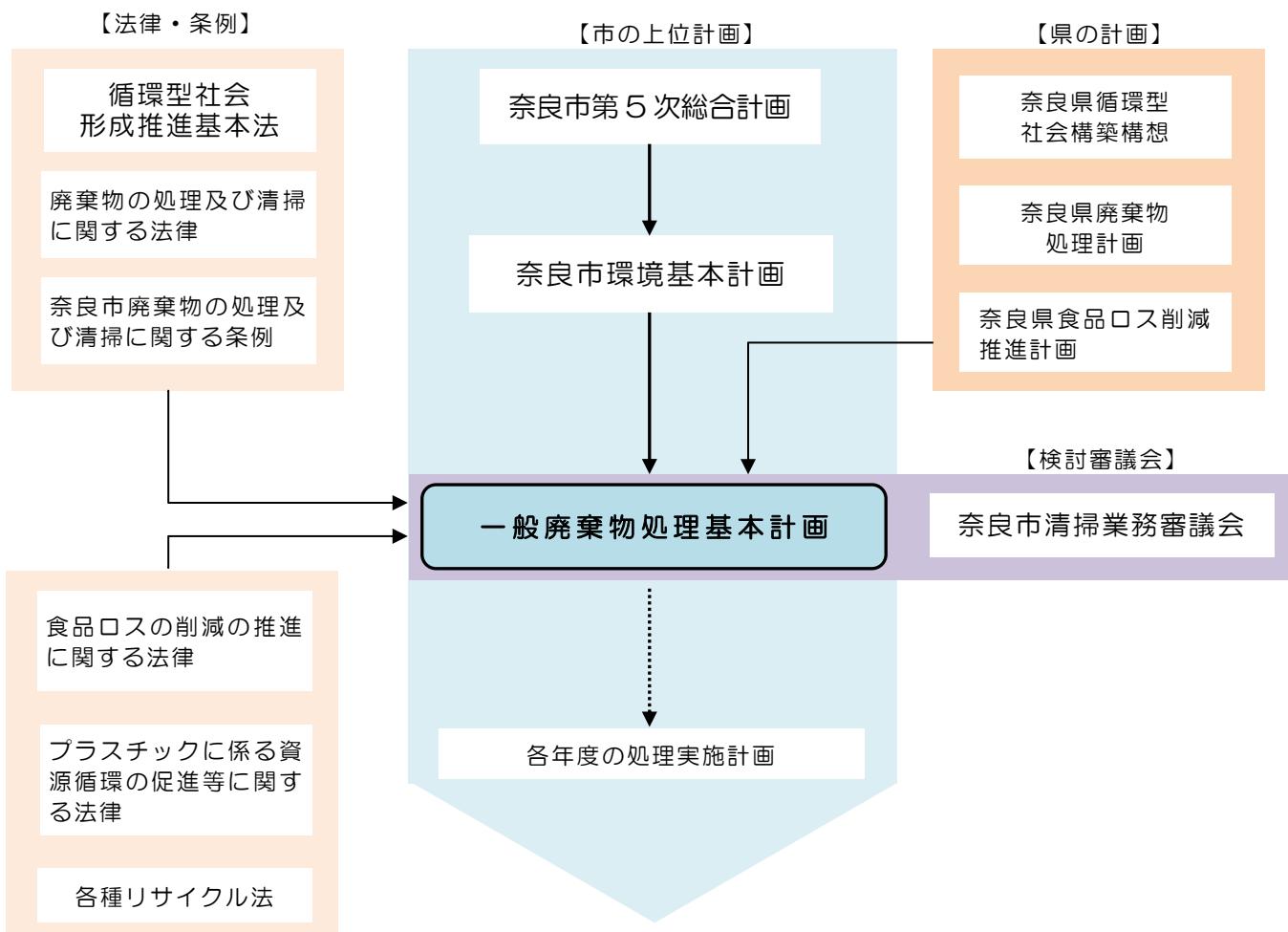
² カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、植林、森林管理などによる人為的な吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする取り組みです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は「廃棄物処理法」第6条第2項で定める必要のある事項のうち、①「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、②「一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項」を定めるものです。③「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、④「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」、⑤「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」については、奈良市一般廃棄物処理実施計画において定めます。

上位計画である「奈良市第5次総合計画」や「奈良市環境基本計画」で掲げるごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、本計画の位置付けについて体系的に示したものを見図1-1に示します。

図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



第3節 計画の目標年度

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を最終目標年度とする10年の計画とします。

なお、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに減量目標や各施策を見直すものとします。

また、生活様式の変化など、本計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを行います。

図1－2 一般廃棄物処理基本計画の目標年度



第2章 ごみの現状

第1節 ごみ搬入量の現状

1 本市におけるごみ処理の沿革

(1) 収集について

- ・明治33年に汚物掃除法が施行されたその年に塵芥搬出車4台、作業員4人で清掃業務を実施したのが始まりです。
- ・昭和52年から、分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ）を実施し、平成7年から大型ごみの収集をステーション方式から電話申し込み方式に変更しています。
- ・平成9年には、ペットボトルと飲料用紙パックを分別品目に加え、平成11年から分別品目に「その他プラスチック」（平成19年7月から名称を「プラスチック製容器包装」へ変更）を加えることで、現在の「缶」「びん」「ペットボトル」「紙パック」「プラスチック容器包装」のリサイクルのための分別収集を開始しました。
- ・平成13年には、「家電リサイクル法」が施行されたことに伴い、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を、平成16年には「冷凍庫」、平成21年には「衣類乾燥機・テレビ（液晶・プラズマ）」を、それぞれ大型ごみの収集対象から除外し、リサイクルルートに基づく処理を促すこととなりました。
- ・平成15年から、資源有効利用促進法に基づき「パソコン」がリサイクル対象となりました。
- ・平成17年に月ヶ瀬村及び都祁村が本市に編入されることにより、ごみ収集地域が拡大しました。
- ・平成21年から大型ごみ電話受付システムを導入しました。
- ・平成25年からごみの収集方法について、燃やせないごみの収集回数の増加、プラスチック製容器包装の収集日の変更及びごみ収集の民間委託地域の拡大を行い、ごみの分別方法を一部変更しました。
- ・平成27年から、環境清美センターへの持ち込み車両による渋滞等への対策としてごみの持ち込みの電話予約制を開始しました。

(2) 処分について

- ・当初は埋立処分のみでしたが、昭和4年から三条町に高橋焼却場を建設し焼却処理を行うようになりました。
- ・昭和30年には奈良阪焼却場を建設し、昭和43年に芝辻町飛地の谷間の市有地に一般廃棄物最終処分場第1次2次（29,200 m²）を、また昭和46年に第3次（29,834 m²）を設置しました。年々増加するごみ量とごみ質の多様化に対して、昭和47年から奈良阪町地内に一般廃棄物第4次最終処分場を設置し、昭和50年には第5次最終処分場を、また昭和55年より第6次最終処分場を、昭和57年よ

り緊急時最終処分場を同地内に設置しました。

- ・昭和46年に1日360t(120t×3基)の焼却能力をもつ清掃工場を奈良市環境清美センター内に建設しました。
- ・昭和49年には粗大ごみ処理施設を環境清美工場内に併設しました。
- ・昭和57年から昭和60年にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉を建設し、4基体制としました。併せて、環境清美工場の周辺大気を監視測定するため、昭和60年に固定観測局を設置しました。
- ・平成元年に粗大ごみ処理施設を更新しました。
- ・平成11年から平成14年に焼却施設のダイオキシン削減対策工事を実施しました。
- ・平成18年から、新たに循環型社会形成の推進を図る施設を建設するため、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」(平成22年「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」に名称変更)を設置し、クリーンセンター建設計画について協議・検討を進めているところです。

2 ごみ搬入量の推移

昭和60年当初、ごみ搬入量は年間約9万8千トン(1人1日当たり約820g)でしたが、年々増加し続け、平成10年度には約14万1千トン(1人1日当たり約1,055g)にまでなりました。そこで家庭系ごみでは平成11年3月に導入した9種分別収集、平成12年には黒袋などの不透明袋の使用を控えていただくことで適正な分別排出を促しました。また、2R{リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)}の推進や小型家電回収ボックスの設置、地域の集団資源回収へのご協力などリサイクル(再生利用)を促す施策の成果もあり、全国の中核市の中でも奈良市の1人1日当たりごみ排出量(1人1日当たり690g<令和元年度>)は中核市58市中(令和元年4月1日時点)、10番目に少なくなっています³。

事業系ごみについては、大規模事業所⁴への減量計画書に基づく指導強化や講習会の実施により、適正処理や減量化への指導・啓発を実施しています。

また、平成26年度に環境部企画総務課事業者指導係(現廃棄物対策課一般廃棄物対策係)を新たに設け、事業系ごみの搬入管理の強化をし、令和元年度には一般廃棄物処理手数料の見直しを行いました。

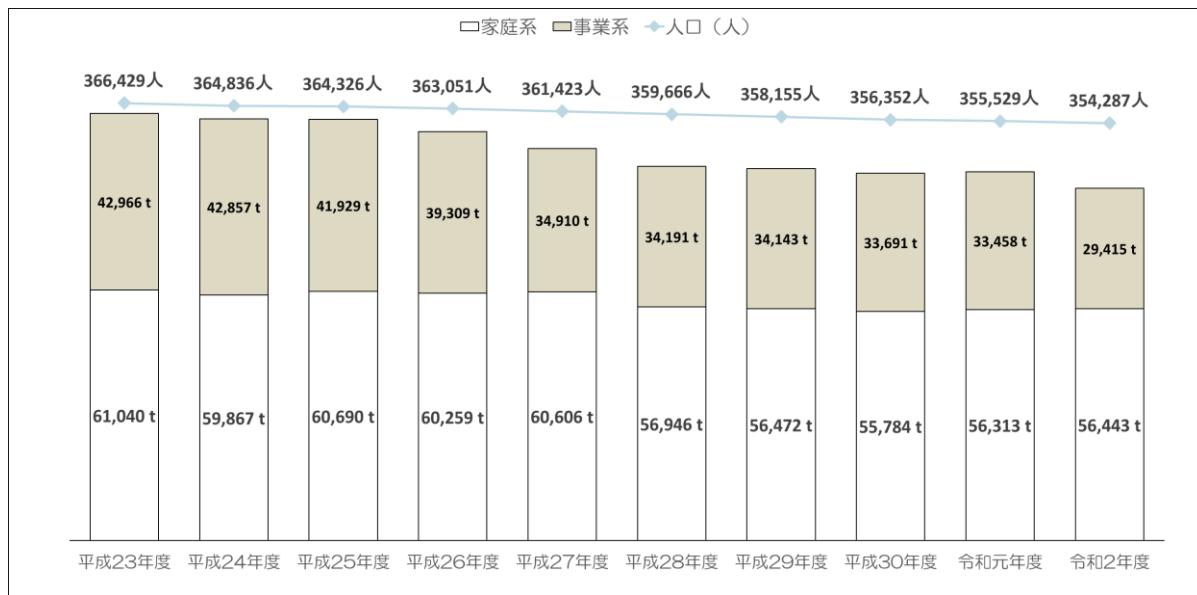
これらの施策により、平成25年度の事業系ごみの搬入量は約4万2千トンでしたが、令和2年度には約2万9千トンにまで減少しています。

なお、令和元年度及び2年度については、新型コロナウィルス感染症拡大の影響もあり、家庭系ごみは若干増加傾向にあります。事業系ごみについては、事業活動の縮小等による影響もあり排出量が大幅に減少しています。

³ 環境省令和元年一般廃棄物処理実態調査

⁴ 大規模事業所：「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」で定める延べ床面積3千m²以上の事業所(特定建築物)や大規模小売店舗のことを指します。

図2-1 ごみ搬入量の推移



平成23年度～令和2年度のごみ搬入量

年 度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口(人)		366,429	364,836	364,326	363,051	361,423	359,666	358,155	356,352	355,529	354,287
ごみ (トン)	燃やせるごみ	50,728	50,577	50,865	49,280	49,684	47,262	47,115	45,454	45,872	45,168
	燃やせないごみ	5,298	4,584	5,725	6,924	6,659	5,505	5,289	5,995	5,914	7,015
	大型ごみ	2,764	2,556	2,166	2,108	2,046	2,017	2,110	2,216	2,440	2,660
	埋立ごみ (町内清掃等)	2,241	2,142	1,919	1,929	2,199	2,152	1,950	2,114	2,083	1,597
	有害ごみ	9	8	15	17	17	11	8	4	4	2
	小計	61,040	59,867	60,690	60,259	60,606	56,946	56,472	55,784	56,313	56,443
事業 系	燃やせるごみ	40,783	40,882	39,965	38,034	34,613	33,974	33,921	33,452	33,228	29,209
	燃やせないごみ	2,182	1,975	1,964	1,275	297	218	222	239	230	205
	小計	42,966	42,857	41,929	39,309	34,910	34,191	34,143	33,691	33,458	29,415
合計		104,005	102,724	102,619	99,568	95,516	91,137	90,615	89,475	89,771	85,857
再生資源 (トン)	プラスチック製容器包装	2,743	2,474	2,583	2,610	3,227	3,202	3,185	3,254	3,273	3,367
	ガラスびん	1,900	1,864	1,819	1,837	1,830	1,730	1,757	1,616	1,683	1,714
	ペットボトル	458	459	483	452	439	449	437	463	454	485
	飲料用紙パック	81	87	86	80	75	74	72	72	64	72
	アルミ缶	243	236	235	217	216	221	216	209	208	225
	スチール缶	295	326	289	294	259	252	232	241	236	242
	発泡スチロール製食品トレイ(白色)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	5,721	5,447	5,495	5,491	6,048	5,930	5,900	5,855	5,918	6,105

※小数点以下第一位を四捨五入しています。このため、各数値の和が合計の数値と一致しない場合があります。

3 前計画の目標達成状況

奈良市一般廃棄物処理基本計画の前計画の各目標値の達成状況を表2-2に整理しています。

令和2年度におけるごみ搬入量については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を反映しているため、令和元年度のごみ搬入量も掲載します。

事業系ごみについては目標を達成し、家庭系ごみについては新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり未達ではありますか、達成率94%でした。

合計のごみ搬入量についても目標を達成し、焼却処理量、最終処分量についても目標を達成しました。

表2-2 前計画の減量等の目標達成状況（令和2年度）

	直近年度(R2)	前計画(R2)	目標達成率
	(実績)	(目標値)	目標値／実績
人口	354,287人	350,000人	—
ごみ搬入量 ⁵ (平成10年度=100%)	85,857 t (61%)	87,467 t (62%)	約102%
家庭系ごみ (平成10年度=100%)	56,443 t (66%)	53,177 t (62%)	
事業系ごみ (平成10年度=100%)	29,415 t (53%)	34,290 t (62%)	約117%
焼却処理量 (平成10年度=100%)	80,213 t (63%)	81,711 t (64%)	
最終処分量 (平成10年度=100%)	14,701 t (47%)	15,275 t (49%)	約104%

前計画の減量等の目標達成状況（令和元年度）

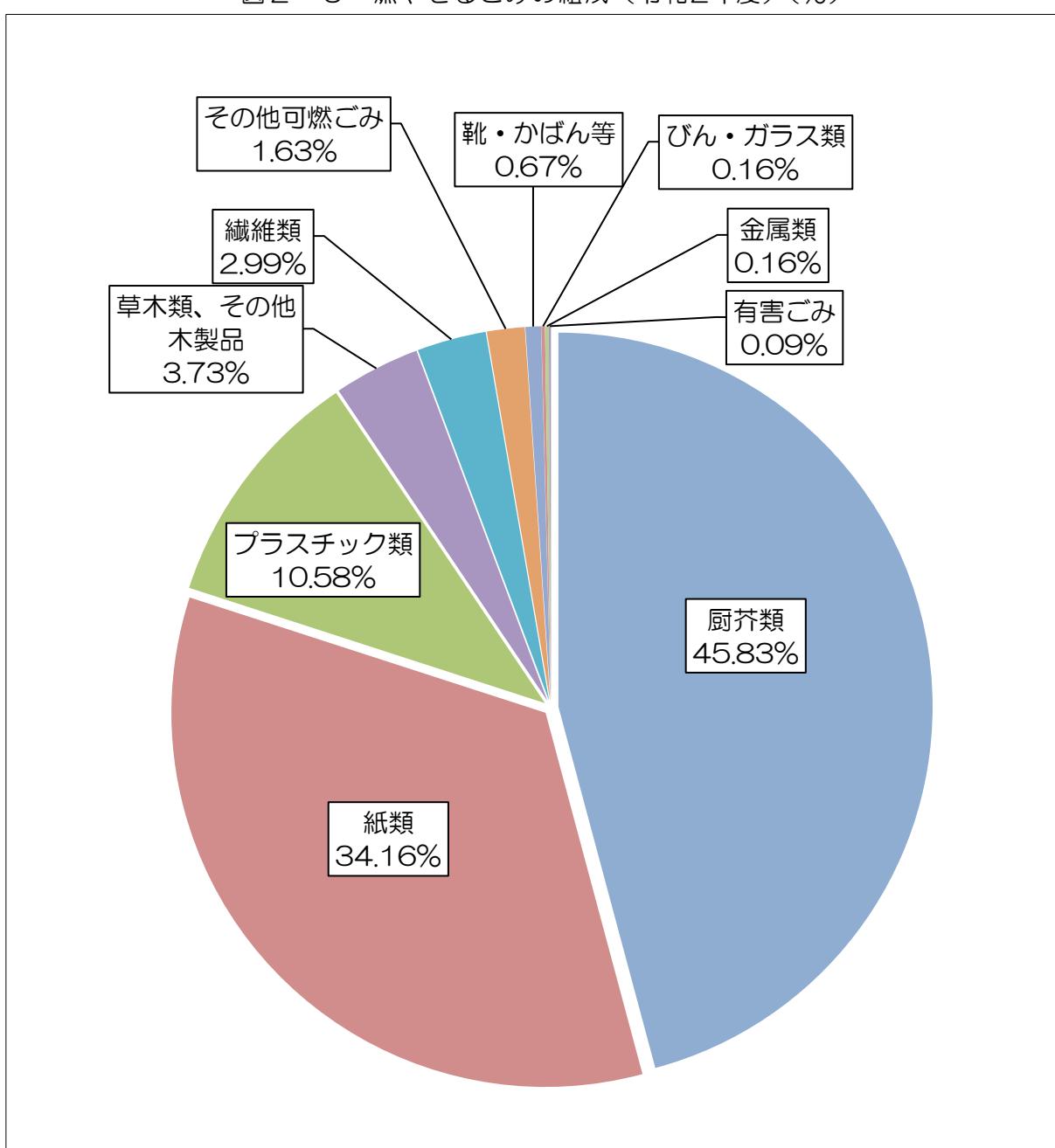
	直近年度(R1)	前計画(R1)	目標達成率
	(実績)	(目標値)	目標値／実績
人口	355,529人	352,176人	—
ごみ搬入量 ⁵ (平成10年度=100%)	89,771 t (64%)	90,003 t (64%)	約100%
家庭系ごみ (平成10年度=100%)	56,313 t (65%)	54,653 t (64%)	
事業系ごみ (平成10年度=100%)	33,458 t (61%)	35,350 t (64%)	約106%
焼却処理量 (平成10年度=100%)	83,839 t (66%)	84,195 t (66%)	
最終処分量 (平成10年度=100%)	14,696 t (47%)	15,664 t (50%)	約107%

⁵ ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

4 ごみの組成

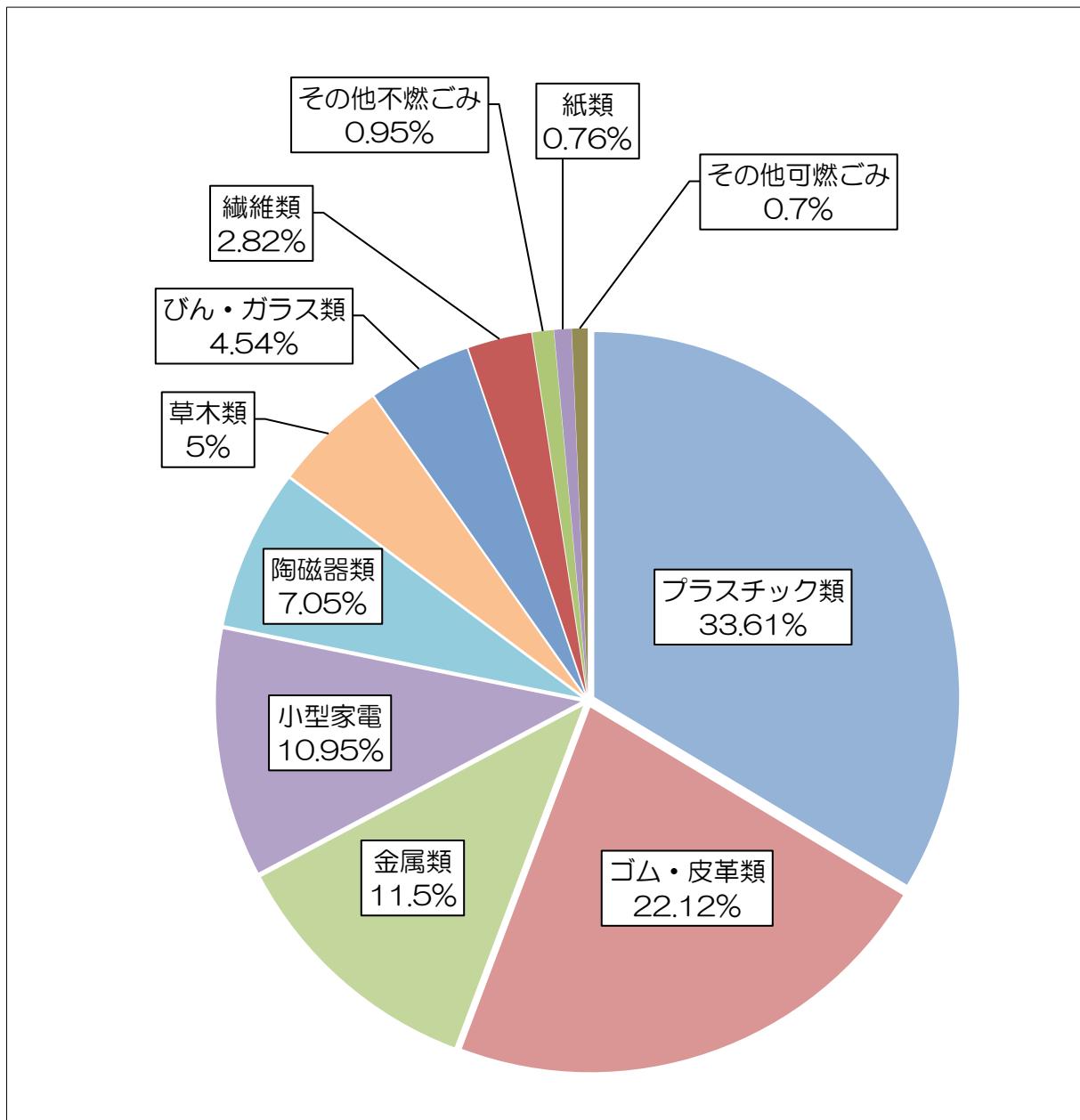
- 本市が令和2年度に実施した燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果と平成30年度に実施した燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成分析結果を、図2-3及び図2-4に示しました。
- 燃やせるごみについては、不燃性のものは1%程度であり、市民の分別に対する意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、厨芥類が46%程度、紙類は34%程度を占めており、食品ロス対策や古紙の再資源化の推進により、さらなるごみの減量を進めていく必要があります。

図2-3 燃やせるごみの組成（令和2年度）（%）



- ・燃やせないごみについても、90%以上を不燃性のごみが占めており、こちらも市民の分別意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、プラスチック類は34%程度を占めており、プラスチック製ごみの発生抑制と再資源化の推進により、さらなるごみの減量を進めていく必要があります。

図2－4 燃やせないごみの組成（平成30年度）（%）



5 ごみ行政に関するアンケート結果

令和3年8月に家庭ごみに関する市民アンケートをインターネット、郵送により市内の1,500世帯を対象に実施し、「プラスチックごみの処理」や「食品ロスの削減」のほか、「雑がみ」などについての意識調査を行いました。なお、有効回収票は699票、回収率は47%でした。

回答の集計結果については、巻末「(参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果」に掲載しています。

第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状

1 ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組み

現在、本市で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みを表2-5に示します。

表2-5 市が実施している啓発事業

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図ります。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を行った。（令和元年10月実施）これを契機として事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作した。継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、教材の充実を図る。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	食品ロス削減	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受け、食品ロスの削減に必要な施策を実施する。 とりわけ、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。 加えて「てまえどり」の普及啓発により食品ロス削減につ

区分	取組	具体的な内容
地域での資源循環の推進		いての市民意識の涵養を図り、食品ロス削減を推進する。
	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるのに伴い（令和4年4月施行予定）、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	乾電池の回収	市役所、西部・北部出張所において、乾電池の拠点回収を実施する。また拠点回収場所の拡充を検討する。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
事業所での資源循環の推進	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
有機性廃棄物 ⁶ の資源循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者に対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を作成する。製作した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。

⁶ 有機性廃棄物：草木や食品残さなど生物由来の廃棄物のこと。

区分	取組	具体的な内容
循環型社会に 対応した収集 作業の推進	一般廃棄物処理業者に 対する許可基準及び許 可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は 市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視 の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
不適正排出の 防止	家庭で発生する排出禁 止物の適正な排出先の 確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃 会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構 築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの 適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活 用しごみ搬入車の積載物の展開検査を隨時行うとともに、 不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方と 関するルールの徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行 い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法 投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不 法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監 視センサーの設置等を行う。
既存施設にお ける適正処理 の推進	適正な運転管理の継続 と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継 続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に 対応した施設 の整備	ごみ焼却施設の移転	ごみ処理広域化を視野に、建設候補地の地権者及び周辺住 民の理解を得て、新クリーンセンターの建設設計画を進めて いく。
最終処分場の 確保	最終処分量の削減によ る既存最終処分場の延 命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存 最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場 ⁷ への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活 用する。
災害時の廃棄 物処理	災害時等の廃棄物処理 への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃 棄物処理計画の見直しを行い、府内体制を整備する。
ごみ減量・資 源循環のため の組織づくり と連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ 懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基 づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェ クト」を立ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ご み減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの 活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
	ならクリーンフェスタ の開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、 10月頃に「ならクリーンフェスタ」を開催する。

⁷ フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場のこと。

ごみの中間処理後に発生する「ばいじん処理物」「焼却灰（非鉄）」を埋立対
象物として、委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入され
た後、同センターにより埋立処分されている。

第3章 ごみ処理の数値目標

前計画の計画初年度から令和2年度にかけて、ごみの減量は進んでおり、事業系ごみを筆頭に計画目標を達成しました。本計画においては、前計画の成果を踏まえ、新たな数値目標を定めて、さらなるごみ減量を推進します。

1 数値目標

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ◆ ごみ搬入量を約1／5減量
- ◆ 焼却処理量を約1／5減量
- ◆ 最終処分量を約1／5減量

(参考) 令和元年度に比べて令和13年度までに

- ◆ごみ搬入量を約22% (1人1日当たり104g) 減量
- ◆焼却処理量を約22% (1人1日当たり 98g) 減量
- ◆最終処分量を約20% (1人1日当たり 14g) 減量

表3－1 数値目標

	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
	令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量 ⁸	89,771t	73,256t	69,773t
令和元年度=100%	(100%)	(82%)	(78%)
家庭系ごみ	56,313t	45,142t	43,254t
(令和元年度=100%)	(100%)	(80%)	(77%)
事業系ごみ	33,458t	28,114t	26,519t
(令和元年度=100%)	(100%)	(84%)	(79%)
焼却処理量	83,839t	68,170t	64,979t
(令和元年度=100%)	(100%)	(81%)	(78%)
最終処分量	14,696t	12,453t	11,812t
(令和元年度=100%)	(100%)	(85%)	(80%)

【1人1日当たりに換算した目標値】

	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
	令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量 ⁸	690g	593g	586g
家庭系ごみ	433g	365g	363g
事業系ごみ	257g	228g	223g
焼却処理量	644g	552g	546g
最終処分量	113g	101g	99g

⁸ ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

2 基本的施策の推進による主な廃棄物減量想定値

本計画の最終年度である令和13年度まで基本的施策が推進されるものとして最終年度における減量数値目標を以下のとおり設定しています。

【家庭系ごみ】

①食品ロス発生抑制の推進

→市民1人1日当たり43g（お茶碗1/3杯分）の削減

（具体的な行動）

- ・フードバンク事業の推進と本事業の広報による再利用の推進
- ・食品ロス削減方法の広報・周知
 - 生ごみの水切りの徹底
 - 無駄のない食生活による食べ残しの削減
 - 調理の際の工夫（調理時に皮を剥き過ぎるなどの過剰除去対策）
 - 皿売り・量り売りの利用
 - 生ごみ処理機器の購入助成
 - など

②プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進

→市民1人1日当たり12g（カップ1個分）の削減

（具体的な行動）

- ・ワンウェイプラスチック（一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品）の使用合理化の推進
 - マイカップ・マイボトル使用の実践
 - 使い捨てプラスチックスプーン・フォーク等の使用検討
- ・製造・販売事業者等の自主回収による発生抑制・再資源化

③古紙の再資源化の推進

→市民1人1日当たり新たに15g（A4封筒1枚分）の資源化

（具体的な行動）

- ・集団資源回収についての周知啓発
 - 資源回収業者名、連絡先についての周知
 - 資源回収対象品に関する周知
 - 集団資源回収を利用することによる利益に関する周知
- ・雑がみリサイクルについての周知啓発
 - 対象品目、出し方に関する周知

【事業系ごみ】

①食品ロス発生抑制の推進：新たに1,800 t /年

- 食品ロス削減方法の広報、周知
- てまえどり運動（すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動）の推進
- 3010運動（宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる運動）の推進
- フードバンク事業の推進と本事業の広報による再利用の推進

②事業所の自主的減量の取り組みへの指導強化・情報提供

- 大規模事業所⁹への減量計画書に基づく指導強化
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに700 t /年
 - 有機性廃棄物¹⁰の堆肥化による再資源化：新たに500 t /年
- 小規模事業所への1日段ボール2箱（容量30 ℥程度 500 g /箱）の資源化運動の浸透
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに1,100 t /年

⁹ 大規模事業所：延べ床面積3千m²以上の事業所（特定建築物）や大規模小売店舗等の減量計画書の提出対象事業所のこと。

¹⁰ 有機性廃棄物：草木や食品残さなど生物由来の廃棄物のこと。

第4章 基本計画の方針・施策

第1節 基本方針

ごみの減量や資源化は、市民生活や事業者の事業活動と密接に関連するものです。

また、ごみ減量や資源化に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減、自然共生、資源循環を行う持続可能な社会を達成することが可能です。

令和3年6月11日には、レジ袋の有料化やプラスチック製ごみの排出抑制、再資源化を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制が強化されるものです（施行予定令和4年4月）。

世界では毎年生産される食料40億トンのうち、1/3にあたる13億トンもの食料が廃棄されています。日本では平成29年度に約612万トン（事業者から約328万トン、家庭から約284万トン）が発生したと推計されています。このような食品ロス削減に取り組むべく、令和元年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することが規定されています。

本市は中核市のなかでもごみ排出量は比較的少ない方ではあります、ごみ処理施設の新規建設という課題もあります。本計画では、行政としての取り組みを進めるとともに、市民、事業所と連携をし、国際目標であるSDGs達成に貢献することを目指していきます。

1 3Rの推進

3R（スリーアール）とは、ごみ減量のための取り組みです。

「発生抑制」=Reduce（リデュース）・・・ごみを出さないようにする

「再 使用」=Reuse（リユース）・・・使えるものは何度も使う

「再生利用」=Recycle（リサイクル）・・・ごみとせず資源として利用する
の、英語の3つ頭文字“R”をとって使われています。

本市では、「もったいない」の心を大切に、廃棄物の発生抑制、資源の再使用、再生利用という3Rの取り組みを推進しますが、できるだけ新たなエネルギー・コストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、つまりReduce（リデュース）=「発生抑制」、Reuse（リユース）=「再使用」の取り組みを積極的に推進します。

2 多様な主体の参画・連携

ごみ減量のためには、本市、市民、事業者、NPO・NGOなどの地域の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があり、これらの各主体の知識や知恵を最大限に活用し、持続的な取り組みとなるよう、各主体が参画・連携した取り組みを進めます。

3 適正処理の推進

3Rの取り組みを進めた上で、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理体制の確保に努め、また、ごみの不法投棄や不適正処理対策の徹底を推進します。

4 環境への配慮

プラスチックごみ対策や食品ロス対策などの3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの発生抑制によるカーボンニュートラル¹¹への貢献、化石資源への依存度低減、海洋環境への影響低減を推進します。

¹¹ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、植林、森林管理などによる人為的な吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする取り組みです。

第2節 重点施策

1 プラスチックごみの処理について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まってきています。そのため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的資源循環体制を強化する必要性があります。

(1) プラスチック製品の再資源化の現状

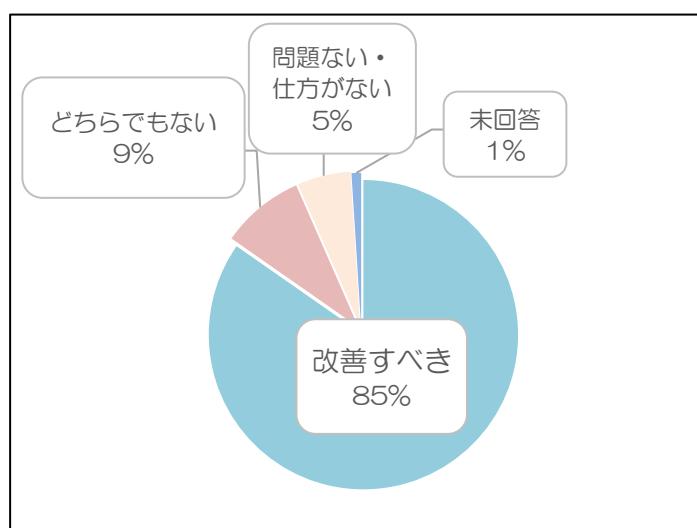
本市では、「プラスチック製容器包装」の区分を設け、「プラマーク¹²」の記載のあるごみを回収しています。回収したプラスチックごみは、再商品化事業者が独自の工程で再資源化、再商品化を行うなど容器包装リサイクル法に基づく再資源化を実施してきましたが、「プラマーク」の記載のないプラスチック製ごみの再資源化は行われてきませんでした。

本市における燃やせないごみの約34%¹²がプラスチック製品であり、今後施行予定である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という)の法の趣旨に基づき、プラスチックごみの再資源化を推進する必要があります。

(2) 使い捨てプラスチックごみの意識調査について

使い捨てプラスチックの一人当たり廃棄量は、日本が世界第3位であると言われています。この現状について、本市が実施した調査によると「改善すべき」との回答が約85%になり、プラスチックごみに対する市民の関心の高さが見て取れます。

図4-1 使い捨てプラスチックの一人当たり廃棄量の現状について(%)¹³



¹² 平成30年度奈良市家庭系不燃ごみ組成分析結果(P9)より

¹³ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

(3) プラスチック資源循環促進法について

「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月11日に公布されました。（令和4年4月施行予定）

本法律には、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の内容が規定されています。

- ①使用の合理化
- ②製造・販売事業等による自主回収及び再資源化
- ③排出事業者の排出抑制・再資源化
- ④市町村の分別収集・再商品化

(4) 今後の対応について

プラスチック資源循環促進法の趣旨に則り、本市ではワンウェイプラスチック¹⁴ごみの発生抑制などに取り組んでいきます。

また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行っていきます。

これらの取り組みにより、プラスチックごみの更なる再資源化を推進していきます。

¹⁴ ワンウェイプラスチック：一度だけ使用して廃棄することが想定されるプラスチック製品のこと。

2 食品ロス削減について

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、食品の生産・製造、流通、販売、消費の各段階において、日常的に捨てられる食べ物のことを言います。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」で言及されるなど、その削減は、国際的にも重要な課題となっており、世界には栄養不足の状態にある人々が多数いるなか、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組む課題です。また、食品ロス削減により、焼却処理に伴うCO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、地球環境への配慮にもつながります。

国内においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として、食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」）が施行され、さらに食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「食品ロス削減基本方針」）が閣議決定され、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められ、削減の機運が高まっています。

(1) 食品ロス削減についての施策の位置づけ

本計画に掲げる食品ロス削減についての施策は、食品ロス削減推進法第13条第1項に定められた「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置づけます。また、当該施策は、「食品ロス削減基本方針」のほか、令和3年4月に制定されました「奈良県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、本市における食品ロスの削減を推進するものです。

(2) 食品ロスに関する現状

本市の燃やせるごみ全体の約46%¹⁵が食品に係るごみであり、非常に大きな割合を占めています。食品ロスを削減することができれば、ごみ減量化の達成に大きく近づくこととなります。

(3) 食品ロスに係る取組の認知状況

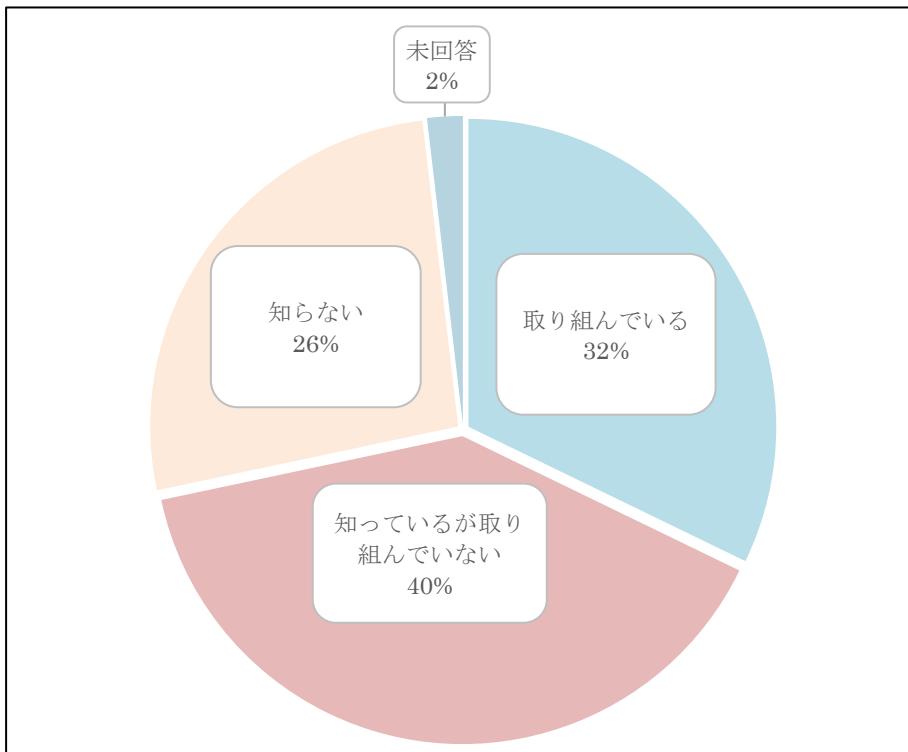
・てまえどり運動

てまえどり¹⁶について調査を実施したところ、「取り組んでいる」の割合は32%でありました。その反面「取り組んでいない」「知らない」は合わせて66%であり、食品の廃棄ロス削減のため、より一層周知・啓発に取り組む必要があります。

¹⁵ 令和2年度奈良市燃やせるごみ（可燃ごみ）組成分析結果（P8）より

¹⁶ てまえどり：すぐに食べる食品を買うとき、陳列棚の手前から商品を順番に取っていくことで食品ロスを減らす購買行動のこと。

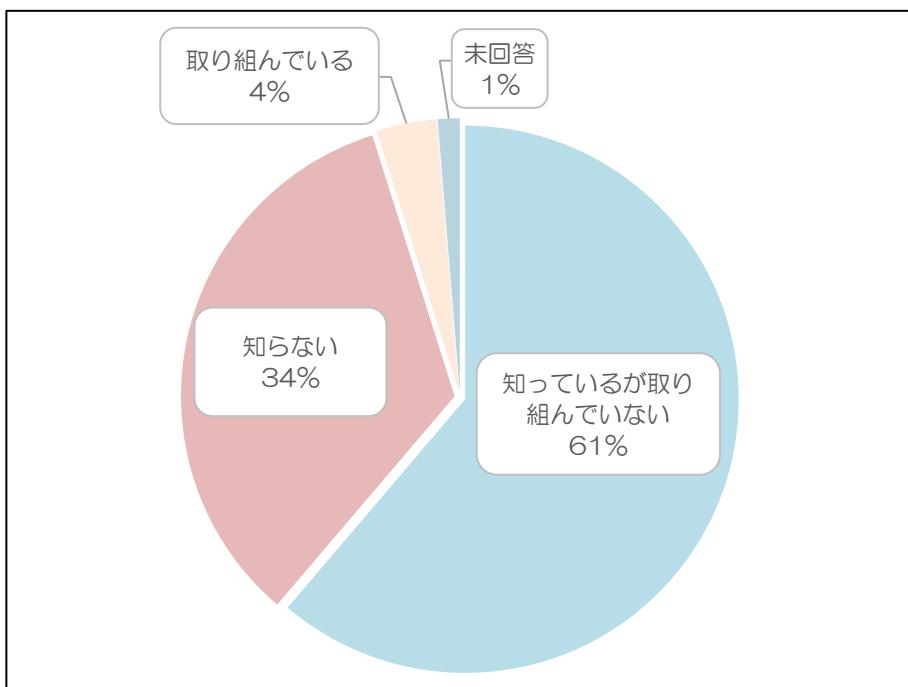
図4-2 てまえどり運動について（%）¹⁷



・フードバンク活動

フードバンク¹⁸についても調査を行いました。調査結果は、「取り組んでいる」の割合が4%であり、「知らない」は34%でした。本事業は本市が実施している事業でもあり、より一層の周知・啓発の必要があります。

図4-3 フードバンク活動について（%）¹⁷



¹⁷ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

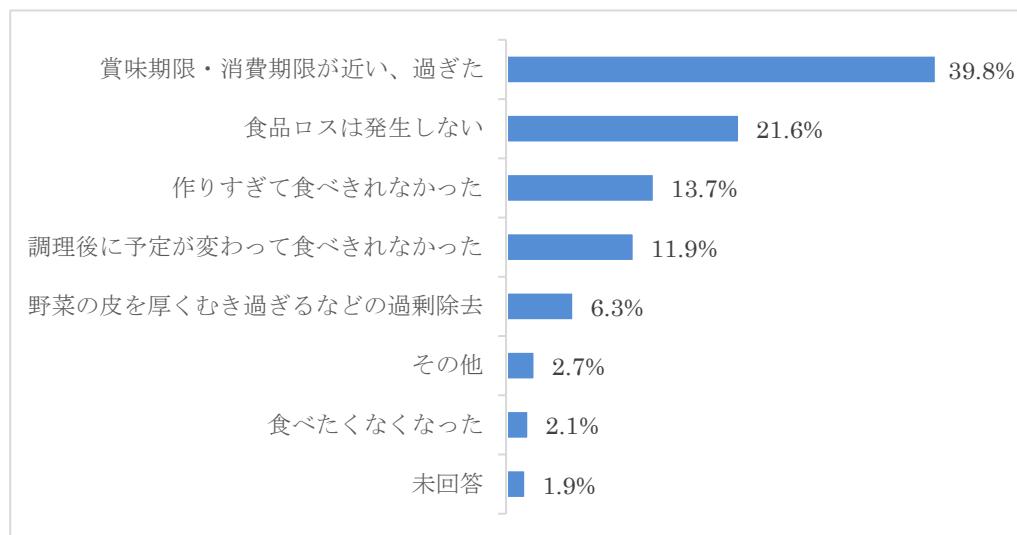
¹⁸ フードバンク：流通されない食品や、家庭で消費できなかった未利用食品の寄付を受け、必要としている方々に無償で提供する活動のこと。

(4) 食品ロスの発生理由

家庭内で食品ロスが発生する場合の理由については、「賞味期限・消費期限が近い、過ぎた」が40%程度を占めており、「作りすぎて食べきれなかった」や「予定が変わって食べきれなかった」も合わせて26%程度を占めています。

これらについては、日々の暮らしの中での消費行動を少し見直すだけで改善が見込まれるため、今後の食品ロス対策の周知・啓発が重要であると考えられます。

図4-4 家庭で食品ロスが発生する理由 (%)¹⁹



(5) 施策の方針

食品ロス削減推進法で掲げられています「国民各層それぞれの立場における主体的な取組」や「食べ物を無駄にしない意識の醸成」及び奈良県食品ロス削減推進計画で示されています「消費者及び事業者への食品ロス削減に係る方策の普及啓発」「未利用食品の利活用」などの方針を踏まえ、本市においても、地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や未利用食品の有効活用等各種施策を実施するとともに地域住民等の取組に対する支援に努めます。

(6) 食品ロス削減の広報・周知

家庭で発生する食品ロスは、大きく以下の3つに分類されます。

- ①食べ残し 食事の際、食べきれずに廃棄されたもの
- ②直接廃棄 消費期限・賞味期限切れにより使用されず、廃棄されたもの
- ③過剰除去 野菜の皮など食べられない部分を除去する際、過剰に取り除かれた食べられる部分

食品ロスの発生理由として図4-4「賞味期限・消費期限が近い」が40%程度を占めていることから、計画的な買い物の重要性が分かります。また、おいしく食べ

¹⁹ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

することができる期限である「賞味期限」と安全に食べることができる期限である「消費期限」の違いを周知することも重要であると考えられます。

これらの食品ロスに対して買い物・調理・外食などに分類分けを行い、食品ロス削減に向け広報・周知を適宜実施します。

事業活動に伴い発生する食品ロスは、全体の半分以上を占めているため、多量に発生する「食品製造業」「食品卸売業」「食品小売業」「外食産業」の業種ごとに取り組み内容を取りまとめ、広報・周知を行います。

【業種別の取り組み内容の具体例】

食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
需要予測精度向上	需要予測精度向上	需要予測精度向上	需要予測精度向上
製造ミス削減	売り切り	売り切り	調理ロス削減
賞味期限延長	配送時の汚損、 破損削減	小容量販売	食べ切り運動
賞味期限年月表示化 期限設定情報開示		バラ売り	小盛サービス 持ち帰り容認

(7) 具体的な取組

①てまえどり運動の推進

「てまえどり」とは、すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動のことです。

本市では「てまえどり運動」の推進のため、啓発ポップやポスターを作製し、ご協力いただける事業者へ提供しています。

②フードバンク事業への協力と本事業の周知・啓発

「フードバンク」とは、安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、施設や団体を通じて必要としている方々に無償で提供する活動です。

本市ではNPO法人フードバンク奈良と連携した取り組みを行い、活動の周知啓発を行っています。

③3010運動の推進

「3010運動」とは、宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる運動のことです。宴会ではランチ・定食の5倍の食べ残しが発生すると言われています。

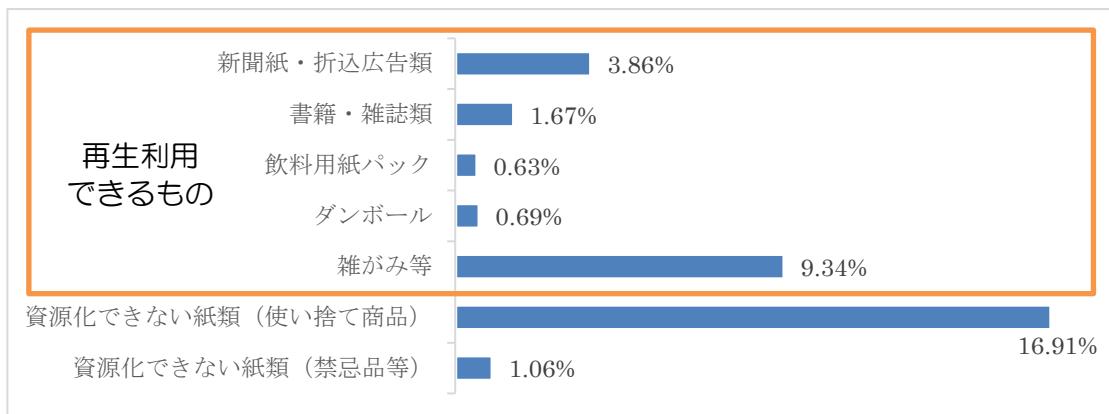
本市では、市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っています。

3 紙ごみの削減について

(1) 家庭から排出される紙ごみの削減について

本市における燃やせるごみのうち、34%程度²⁰が紙類となっています。この燃やせるごみに出された紙類の内訳は図4-5のとおりです。この内訳から、燃やせるごみとされた紙類に再生利用可能な雑がみ²¹が大きな割合を占めているのが分かります。

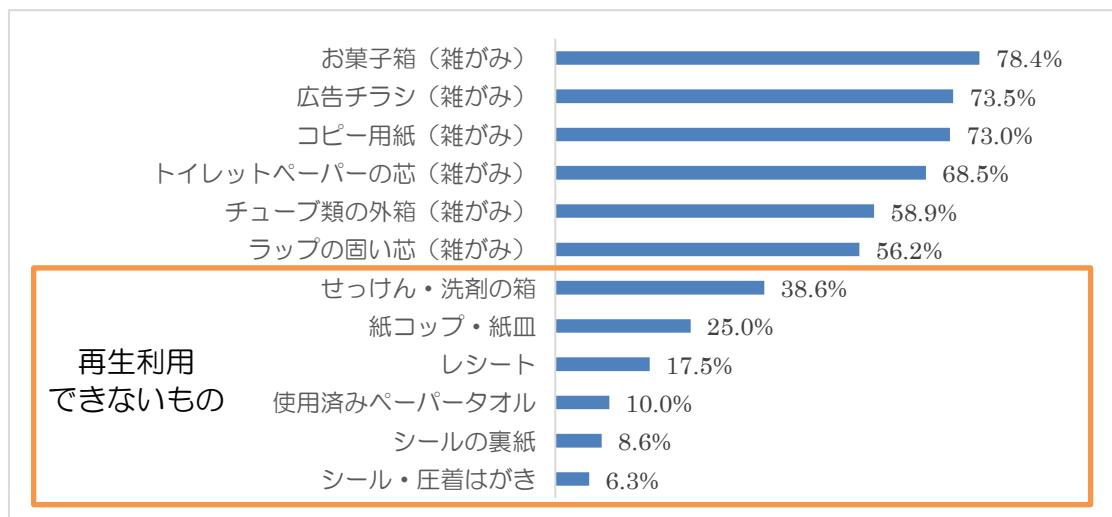
図4-5 紙類（燃やせるごみ）の内訳（%）



・雑がみの認識状況

雑がみの認識状況は図4-6のとおりです。お菓子箱は、80%程度が雑がみであることを認識している一方で、雑がみとして再生利用可能な「トイレットペーパーやラップの芯」「チューブ類の外箱」の認識状況は60%程度でした。このことから雑がみとして再生可能な品目が広く周知できていないことが見受けられ、ごみを減らすためにも、雑がみリサイクルの啓発強化を図る必要があります。

図4-6 雜がみの認識状況（複数回答可）（%）²²



²⁰ 令和2年度燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果（P8）より

²¹ 雜がみ：新聞紙・折り込み広告・書籍・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック以外の大小さまざまなもの

²² (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

そのため、下記のように雑がみの回収業者・回収場所の周知、対象品目や出し方の周知を今後も適宜実施することにより、「紙ごみ」のより一層の削減を目指します。

- ①雑がみの回収及び再生利用にご協力いただける業者に関する周知
- ②市内の古紙回収場所に関する周知
- ③雑がみの対象品目、禁忌品に関する周知
- ④雑がみの出し方に関する周知

(2) 事業活動に伴い排出される紙ごみの削減について

事業活動に伴い排出される紙ごみについては、新聞・雑誌・段ボールなど認知度の高いものは比較的高い割合で再生利用されていますが、オフィスペーパー²³は廃棄物として処理されている割合が比較的高い状態にあります。

そのため、下記のように再生利用可能な紙類・オフィスペーパーの情報提供を積極的に行い、「紙ごみ」のより一層の削減を目指します。

- ①大規模事業所への減量計画書に基づく指導・啓発強化
- ②紙ごみの再生利用を題材とした説明会の開催
- ③廃棄物の適正処理・減量方法を記載したリーフレットの作成・配布

²³ オフィスペーパー：オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙のこと。

4 新クリーンセンター建設について

本市の一般廃棄物を処理している奈良市環境清美工場は、稼働を開始してから35年以上が経過し老朽化が進んでいます。本施設の運営においては、修繕をしながら稼働を維持していますが、安定した稼働を続けることが困難な状況にあります。

本市では、この状況を鑑み、新クリーンセンターの建設を計画しています。

新クリーンセンターは、これから的人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等に対し、各市町村の資源を有効に活用する観点から、地方公共団体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことを見据え、ごみ処理の広域化を目指します。

また、新クリーンセンターの建設に際しては、多面的価値を創出する施設として、以下の方針に基づき整備を進め、まちづくりの中核施設として地域に貢献します。

新クリーンセンターの建設における方針

・循環型社会の形成

ごみの発生を抑制し、排出されたごみは可能な限り資源として利用し、最後にどうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷が最大限に低減される社会の実現を目指します。

・脱炭素社会の構築

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動との関係を明らかにすることは容易ではないものの、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されており、脱炭素社会の構築に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があります。本市も、脱炭素社会の実現に貢献します。

・熱エネルギーの利活用

ごみ処理により発生するエネルギーを回収し、熱や電力を利活用することで、地域の活性化やまちづくりに寄与し、ごみの処理を行うための施設としてのみならず、地域に多面的な価値を創出します。

・地域循環共生圏への寄与

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に發揮されることを目指します。

第3節 災害対策

大規模災害が起こった場合、がれき等の廃棄物が一時大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い生活ごみ等の一般廃棄物についても平時と同様の収集・処理を行うことが困難となることが想定されますが、市民生活を一日も早く安定させ復旧・復興を図っていくためには、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが重要となります。このことから、災害発生に伴う片付けごみや建物倒壊によるがれき等、また、避難所から排出されるごみ等についての処理対応について、事前に対策を講じておく必要があるため、本市では平成21年3月に「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

奈良市災害廃棄物処理計画は、関係法令の改訂、状況の変化に合わせ、実効性を高めるため、適宜、検討や修正を図ります。また、発災後は被災経験を踏まえた見直しを行います。

なお、当該計画は、東日本大震災や熊本地震等の大災害の発生による経験からもたらされた新たな知見、環境省から発出されています指針の改定などを踏まえ、当初計画を見直した改定版の計画を令和3年度に策定します。

災害廃棄物処理計画における令和3年度の見直しの方針

本市の災害廃棄物処理計画の策定から10年以上が経過する中で、毎年のように全国各地で発生する災害に伴い、大量に排出される災害廃棄物の処理が自治体の大きな課題になっています。

国は、これらの災害への対応の経験から蓄積された多くの教訓をもとに、災害廃棄物処理に係る法令や指針の改定を行っており、本市においても、国の改定内容等を踏まえ、住民の健康への配慮や安全の確保が優先され、衛生や環境面での安全、安心のための迅速な対応とともに、分別、選別及び再生利用などによる減量化を図るため、災害に起因する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理の方針を新たな災害廃棄物処理計画に示します。

第5章 計画推進のために

1 安全・安心に配慮した秩序ある取り組みの推進

- ・「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」や要綱等を適切に運用しながら、一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- ・国の法整備の動向や社会動向、ごみ処理技術動向等を踏まえ、条例や要綱等を適宜改正し、適正なごみ処理を推進します。
- ・ごみ収集時の事故などを防止し、ごみ処理事業の従事者や市民・事業者の安全・安心を守るため、市民・事業者にごみ排出ルールの遵守を求めます。

2 廃棄物行政への市民の参画

- ・市の廃棄物に関する施策の決定、事業実施の際に、市民参加の機会を増やします。
- ・廃棄物行政に関して市民にとって重要な事項については、市民が公募などによって検討段階から参画できるようにします。

3 市民・事業者・行政の情報の収集と提供

- ・ごみ処理量や資源化量などについて、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、パンフレット等を通じて市民・事業者へ情報収集と提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。

4 循環型の社会経済システムについての国・県、産業界への要望と連携

- ・環境負荷が減少し、真の循環型社会が形成できるように、拡大生産者責任の確立や容器包装リサイクル法における費用負担の見直し等のよりよい廃棄物処理システムの構築について、全国都市清掃会議などを通じて、国や産業界に対して要請していきます。
- ・産業界との自主協定の締結など、循環型社会形成のための具体的な取り組みを、国・県や産業界と連携して推進します。

5 コスト管理

- ・施策や事業の実施にあたっては、経営的視点を持って、より効率的な方法を選択するように、適正なコスト管理を行います。また、経費については、市民・事業者に開示し、コスト情報の透明化を図ります。

6 民間の経営能力、技術力等の活用

- ・公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的、効果的に施策・事業を推進する手法を検討します。
- ・地域社会のリサイクル機能を補完する役割も見られる適正な経済・市民活動について、市民が利用しやすいよう、そのリサイクル活動の紹介に努めます。

7 計画の進捗状況の把握と評価

- ・進行管理のP D C Aサイクルに沿って、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、計画を着実に推進します。
- ・計画の進捗状況や点検・評価の結果は広報紙やホームページ等によって市民や事業者に伝えるとともに、奈良市清掃業務審議会へ報告します。

8 ごみ施策のバリアフリー化

- ・身体、健康、年齢、国籍等に関わらず、バリアフリーの観点を持って、ごみ収集についての情報などをわかりやすく提供します。

9 ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携

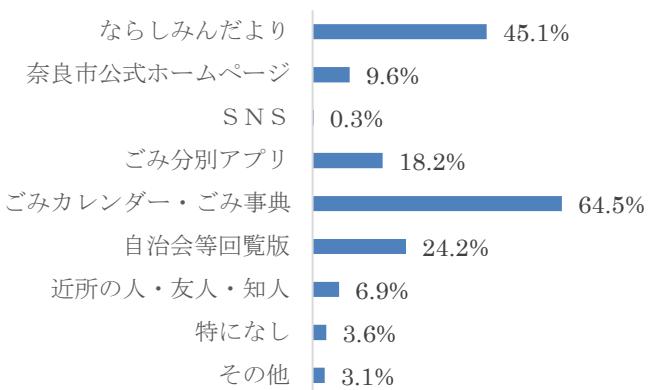
- ・ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを県内市町村と共同で実施する奈良モデルプロジェクト事業において、ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携を図り、将来の共通施策・共同事業の実施に向けて、研究等を推進します。
- ・災害時に備え、近隣市町村及び遠隔地の同規模の市などと災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制を確保します。
- ・ごみ処理施設の故障時や事故、改修時の相互支援ができるように、周辺都市との広域的連携の強化を図ります。

(参考) 奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果

- ・市内 1,500 世帯対象に令和 3 年 8 月実施。
- ・有効回収票 699 票（郵送 583 票、インターネット 116 票）
- ・回収率 47%

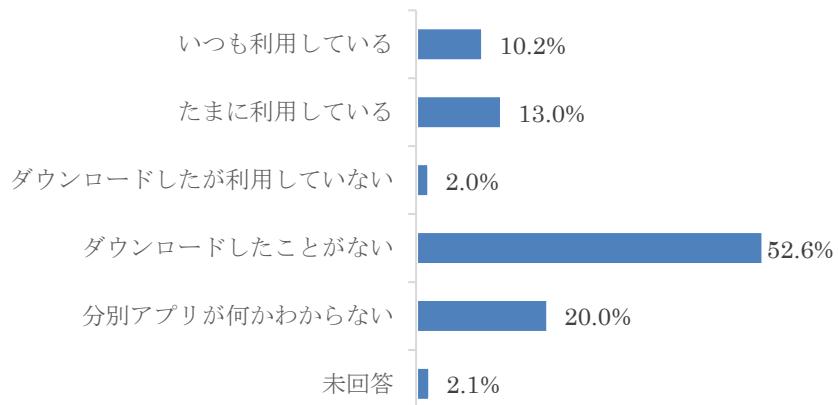
1-1 ごみの分別やごみ出し日に関する情報はどのように得ていますか（複数回答可）

回答	回答数	%
ならしみんだより	315	45.1%
奈良市公式ホームページ	67	9.6%
SNS	2	0.3%
ごみ分別アプリ	127	18.2%
ごみカレンダー・ごみ事典	451	64.5%
自治会等回覧版	169	24.2%
近所の人・友人・知人	48	6.9%
特になし	25	3.6%
その他	22	3.1%



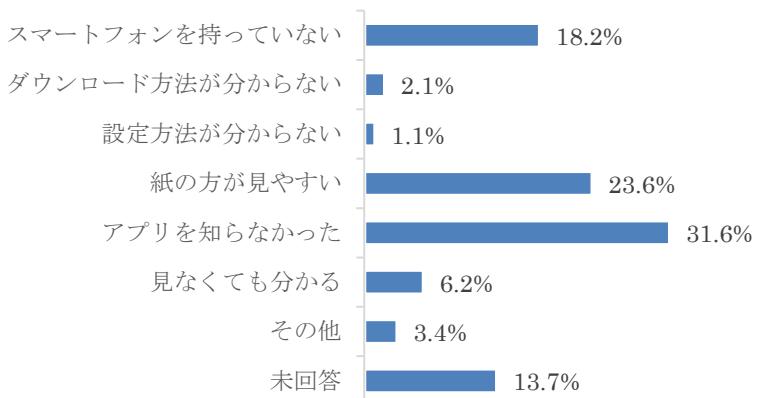
1-2 ごみ分別アプリを利用していますか

回答	回答数	%
いつも利用している	71	10.2%
たまに利用している	91	13.0%
ダウンロードしたが利用していない	14	2.0%
ダウンロードしたことがない	368	52.6%
分別アプリが何かわからない	140	20.0%
未回答	15	2.1%



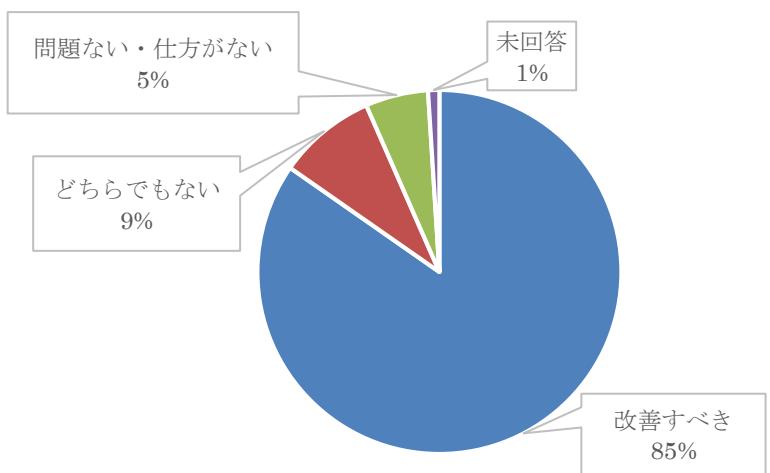
1-3 ごみ分別アプリを現在利用していない理由

回答	回答数	%
スマートフォンを持っていない	127	18.2%
ダウンロード方法が分からない	15	2.1%
設定方法が分からない	8	1.1%
紙の方が見やすい	165	23.6%
アプリを知らなかった	221	31.6%
見なくとも分かる	43	6.2%
その他	24	3.4%
未回答	96	13.7%



2-1 プラスチックの一人当たり廃棄量

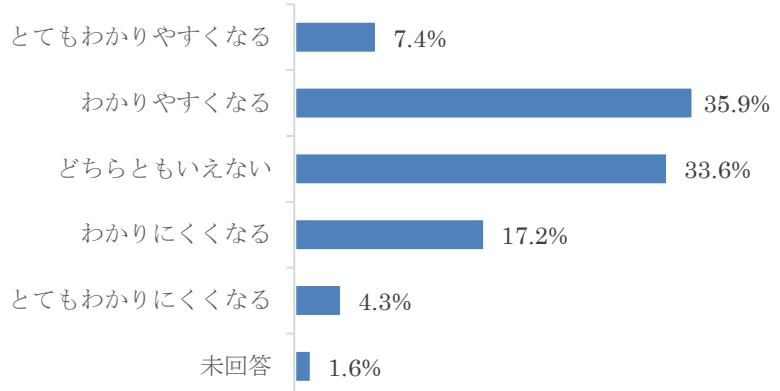
回答	回答数	%
改善すべき	592	84.7%
どちらでもない	61	8.7%
問題ない・仕方がない	39	5.6%
未回答	7	1.0%



2-2 政府方針（スマートゴミは資源ごみに統一）により

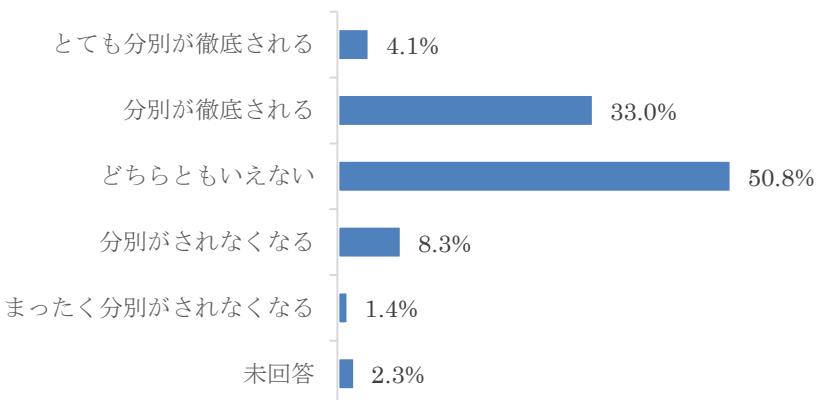
プラスチックごみ全体の分別はわかりやすくなりますか

回答	回答数	%
とてもわかりやすくなる	52	7.4%
わかりやすくなる	251	35.9%
どちらともいえない	235	33.6%
わかりにくくなる	120	17.2%
とてもわかりにくくなる	30	4.3%
未回答	11	1.6%



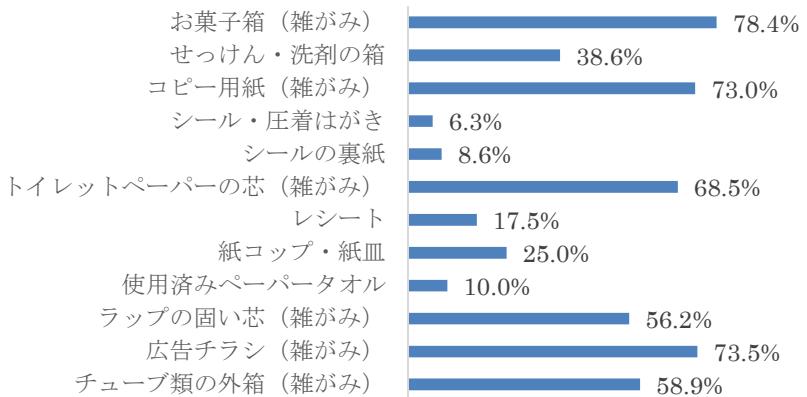
2-3 プラスチックごみの分別状況はどうなりますか

回答	回答数	%
とても分別が徹底される	29	4.1%
分別が徹底される	231	33.0%
どちらともいえない	355	50.8%
分別がされなくなる	58	8.3%
まったく分別がされなくなる	10	1.4%
未回答	16	2.3%



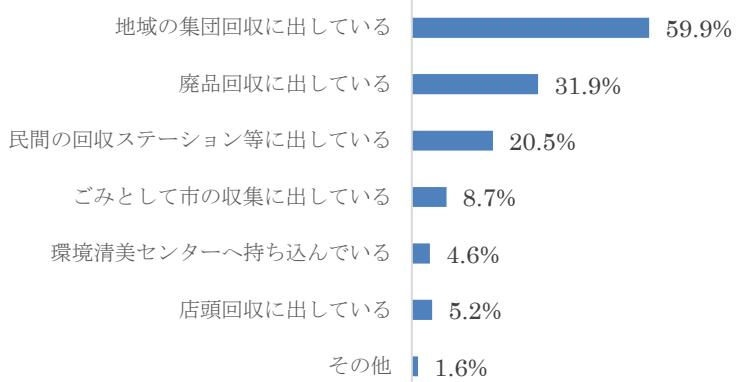
3-1 雑紙（再生資源）にあたるものを選択してください。（複数回答可）

回答	回答数	%	正解
お菓子箱（雑がみ）	548	78.4%	○
せっけん・洗剤の箱	270	38.6%	
コピー用紙（雑がみ）	510	73.0%	○
シール・圧着はがき	44	6.3%	
シールの裏紙	60	8.6%	
トイレットペーパーの芯（雑がみ）	479	68.5%	○
レシート	122	17.5%	
紙コップ・紙皿	175	25.0%	
使用済みペーパータオル	70	10.0%	
ラップの固い芯（雑がみ）	393	56.2%	○
広告チラシ（雑がみ）	514	73.5%	○
チューブ類の外箱（雑がみ）	412	58.9%	○



3-2 古紙の処分方法（複数回答可）

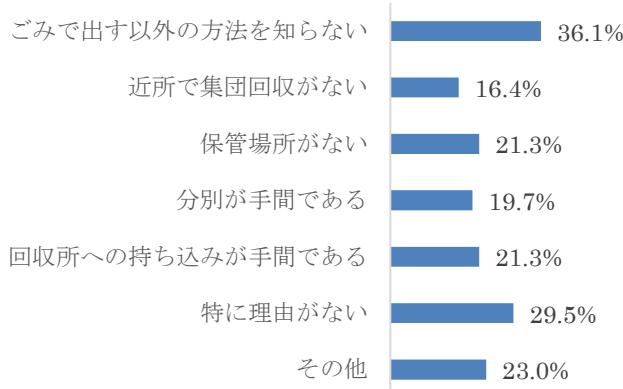
回答	回答数	%
地域の集団回収に出している	419	59.9%
廃品回収に出している	223	31.9%
民間の回収ステーション等に出している	143	20.5%
ごみとして市の収集に出している	61	8.7%
環境清美センターへ持ち込んでいる	32	4.6%
店頭回収に出している	36	5.2%
その他	11	1.6%



3-3 ごみとして市の収集に出している理由（複数回答可）

（3-2 古紙の処分方法 回答者61人）

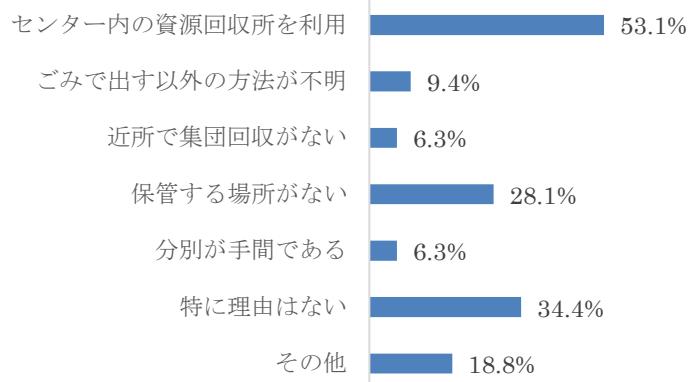
回答	回答数	%
ごみで出す以外の方法を知らない	22	36.1%
近所で集団回収がない	10	16.4%
保管場所がない	13	21.3%
分別が手間である	12	19.7%
回収所への持ち込みが手間である	13	21.3%
特に理由がない	18	29.5%
その他	14	23.0%



3-4 奈良市環境清美センターに持ち込んでいる理由(複数回答可)

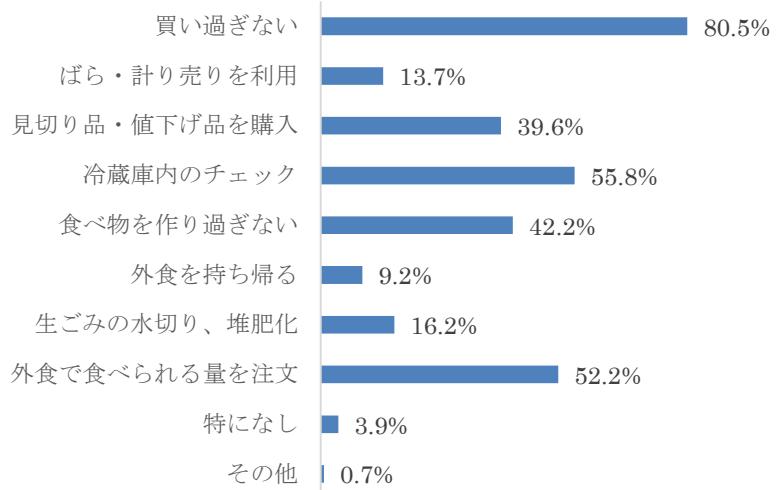
(3-2 古紙の処分方法 回答者32人)

回答	回答数	%
センター内の資源回収所を利用	17	53.1%
ごみで出す以外の方法が不明	3	9.4%
近所で集団回収がない	2	6.3%
保管する場所がない	9	28.1%
分別が手間である	2	6.3%
特に理由はない	11	34.4%
その他	6	18.8%



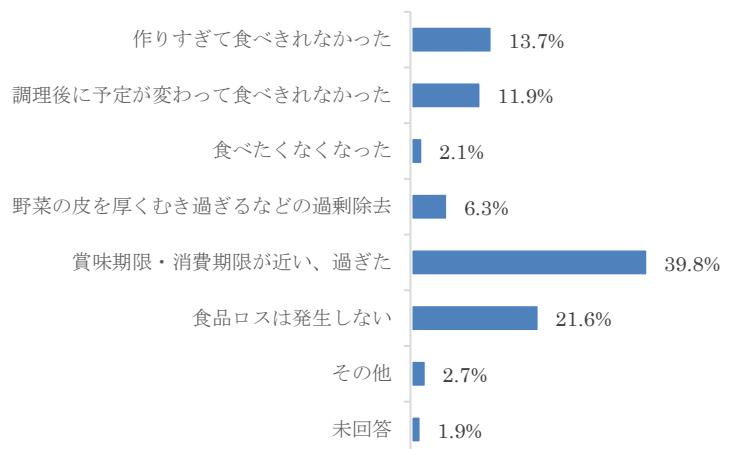
4-1 食品ロス削減のための取り組み(複数回答可)

回答	回答数	%
買い過ぎない	563	80.5%
ばら・計り売りを利用	96	13.7%
見切り品・値下げ品を購入	277	39.6%
冷蔵庫内のチェック	390	55.8%
食べ物を作り過ぎない	295	42.2%
外食を持ち帰る	64	9.2%
生ごみの水切り、堆肥化	113	16.2%
外食で食べられる量を注文	365	52.2%
特になし	27	3.9%
その他	5	0.7%



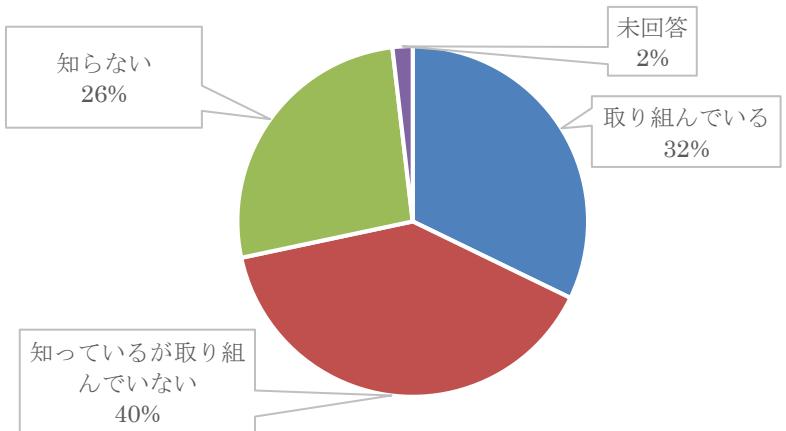
4-2 食品ロスが発生する理由

回答	回答数	%
作りすぎて食べきれなかった	96	13.7%
調理後に予定が変わって食べきれなかった	83	11.9%
食べたくなくなった	15	2.1%
野菜の皮を厚くむき過ぎるなどの過剰除去	44	6.3%
賞味期限・消費期限が近い、過ぎた	278	39.8%
食品ロスは発生しない	151	21.6%
その他	19	2.7%
未回答	13	1.9%



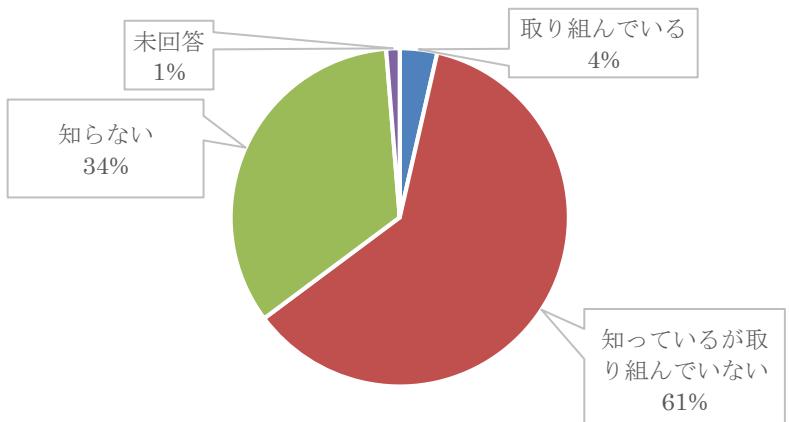
4-3 てまえどりを知っているか

回答	回答数	%
取り組んでいる	225	32.2%
知っているが取り組んでいない	276	39.5%
知らない	185	26.5%
未回答	13	1.9%



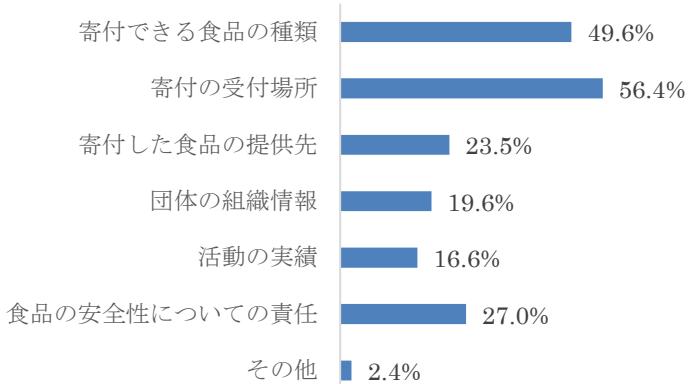
4-4 フードバンク活動を知っているか

回答	回答数	%
取り組んでいる	25	3.6%
知っているが取り組んでいない	428	61.2%
知らない	237	33.9%
未回答	9	1.3%



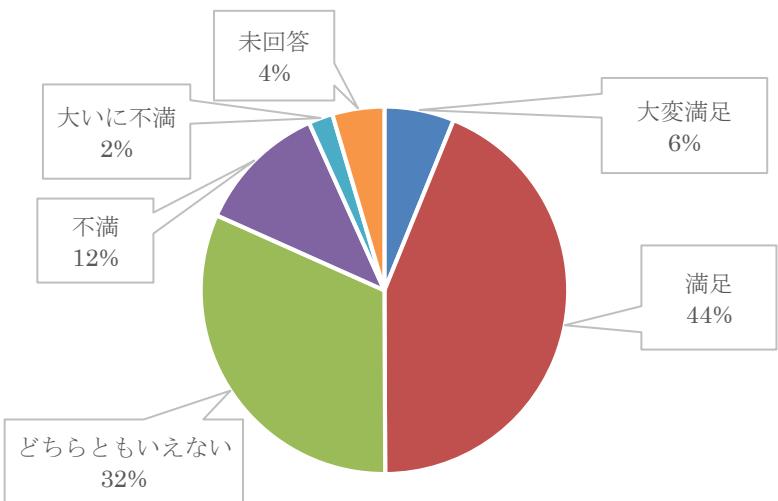
4-5 フードバンク活動について知りたいこと（複数回答可）

回答	回答数	%
寄付できる食品の種類	347	49.6%
寄付の受付場所	394	56.4%
寄付した食品の提供先	164	23.5%
団体の組織情報	137	19.6%
活動の実績	116	16.6%
食品の安全性についての責任	189	27.0%
その他	17	2.4%



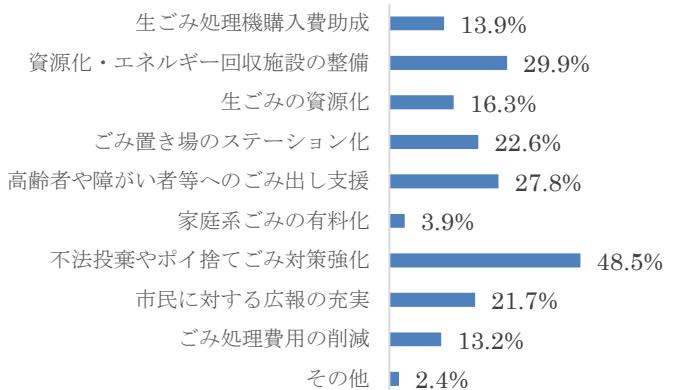
5-1 現在の分別収集について

回答	回答数	%
大変満足	43	6.2%
満足	306	43.8%
どちらともいえない	222	31.8%
不満	81	11.6%
大いに不満	15	2.1%
未回答	32	4.6%



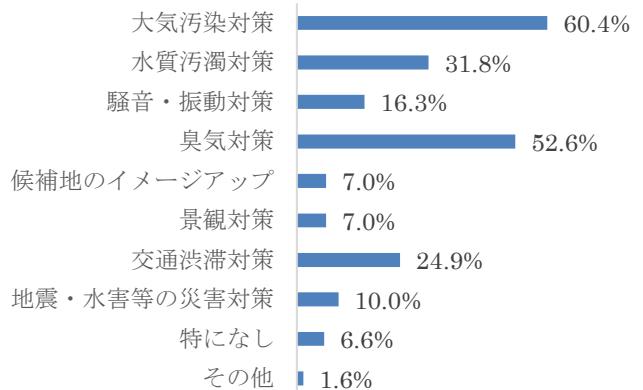
5-2 奈良市に希望するごみ施策について（複数回答可）

回答	回答数	%
生ごみ処理機購入費助成	97	13.9%
資源化・エネルギー回収施設の整備	209	29.9%
生ごみの資源化	114	16.3%
ごみ置き場のステーション化	158	22.6%
高齢者や障がい者等へのごみ出し支援	194	27.8%
家庭系ごみの有料化	27	3.9%
不法投棄やポイ捨てごみ対策強化	339	48.5%
市民に対する広報の充実	152	21.7%
ごみ処理費用の削減	92	13.2%
その他	17	2.4%



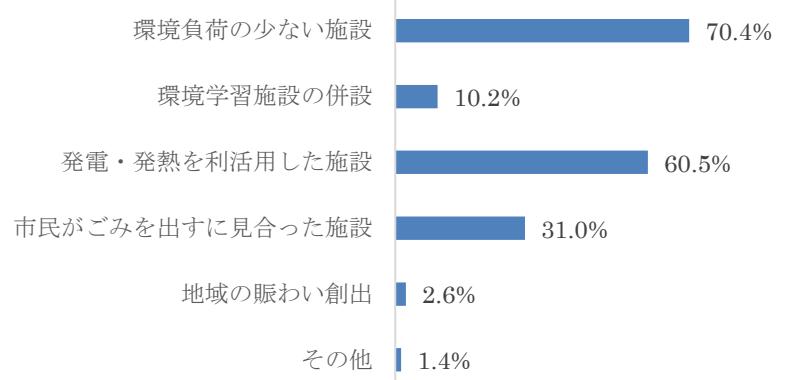
6-1 新クリーンセンター建設に際し重要な事項（あてはまるもの2つ）

回答	回答数	%
大気汚染対策	422	60.4%
水質汚濁対策	222	31.8%
騒音・振動対策	114	16.3%
臭気対策	368	52.6%
候補地のイメージアップ	49	7.0%
景観対策	49	7.0%
交通渋滞対策	174	24.9%
地震・水害等の災害対策	70	10.0%
特になし	46	6.6%
その他	11	1.6%



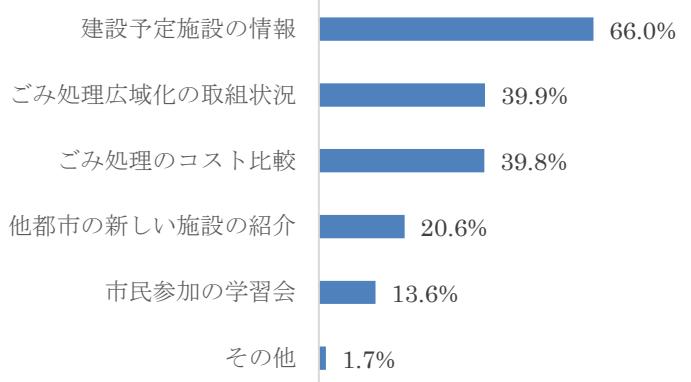
6-2 新クリーンセンターの役割として重要なものの（あてはまるもの2つ）

回答	回答数	%
環境負荷の少ない施設	492	70.4%
環境学習施設の併設	71	10.2%
発電・発熱を利活用した施設	423	60.5%
市民がごみを出すに見合った施設	217	31.0%
地域の賑わい創出	18	2.6%
その他	10	1.4%



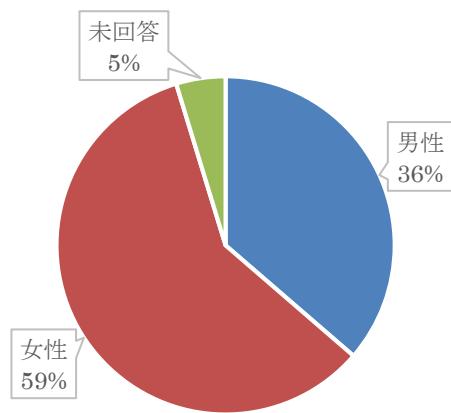
6-3 クリーンセンター建設事業を推進するにあたり必要な機会及び情報（複数回答可）

回答	回答数	%
建設予定施設の情報	461	66.0%
ごみ処理広域化の取組状況	279	39.9%
ごみ処理のコスト比較	278	39.8%
他都市の新しい施設の紹介	144	20.6%
市民参加の学習会	95	13.6%
その他	12	1.7%



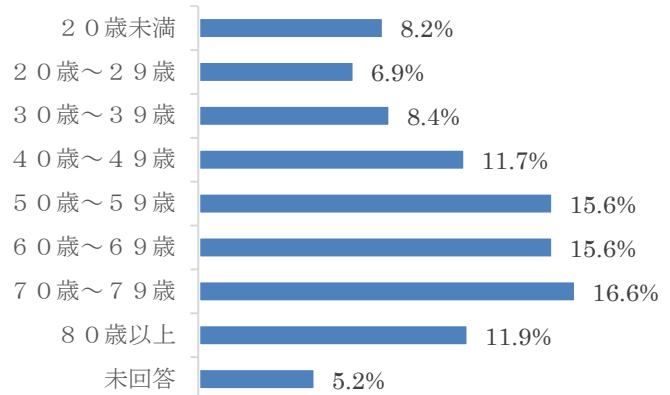
7-1 性別

回答	回答数	%
男性	254	36.3%
女性	412	58.9%
未回答	33	4.7%



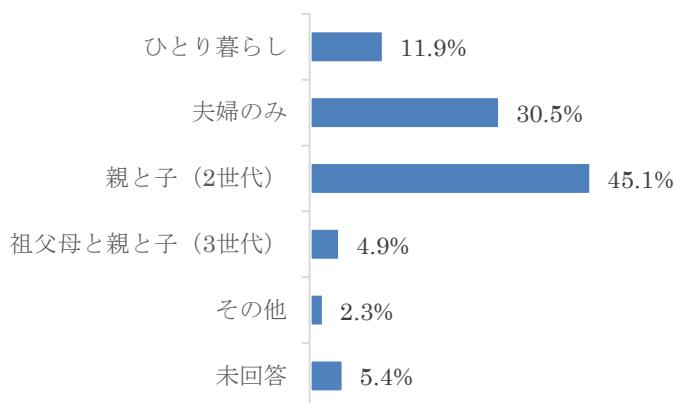
7-2 年齢

回答	回答数	%
20歳未満	57	8.2%
20歳～29歳	48	6.9%
30歳～39歳	59	8.4%
40歳～49歳	82	11.7%
50歳～59歳	109	15.6%
60歳～69歳	109	15.6%
70歳～79歳	116	16.6%
80歳以上	83	11.9%
未回答	36	5.2%



7-3 家族構成

回答	回答数	%
ひとり暮らし	83	11.9%
夫婦のみ	213	30.5%
親と子（2世代）	315	45.1%
祖父母と親と子（3世代）	34	4.9%
その他	16	2.3%
未回答	38	5.4%



奈良市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

〈発行〉 奈良市環境部廃棄物対策課
〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地
電話：0742-71-3001 FAX：0742-71-1621
